６　岐阜大学教育学部附属小中学校いじめ防止基本方針

令和　２年　４月策定
令和　２年１１月改定
令和　３年　４月改定
令和　４年　４月改定

はじめに

１８３回国会（常会）においていじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、平成２５年６月２８日に、平成２５年法律第７１号として公布され、平成２５年９月２８日より施行された。岐阜大学（以下本学）は、この法及びいじめ防止等のための基本的な方針（25 文科初第 814 号　以下「国の基本方針」という）、関係通知にのっとり、ここに「岐阜大学教育学部附属小中学校いじめ防止基本方針」を示す。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを本学は認識し、岐阜大学教育学部附属小中学校（以下附属学校）の児童生徒の人権と尊厳を保持するために、本学、本学教育学部、附属学校及び関係諸機関が連携をしながら、ここに示す本方針を推進していく。

１　いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）　定義

（法：第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認をするなど適切に対応する。

（３）基本認識

学校教育全体を通して、職員は以下の認識を十分理解し、いじめ防止等に当たる。

・「いじめは、人間として絶対に許されない」
・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
・「いじめは、見ようと思って見ないと見付けにくい」
・「いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与え、時には生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性がある人権に関わる問題である」

（４）附属学校の基本的な構え

これまで附属学校は創設以来「人間教育」を標榜し、教育活動を行ってきている。この「人間教育」を基盤とし、附属小学校では、「なかまのしあわせのために　よく考え、助け合い、つくりだす、心身ともに健康な子どもの育成を目指す」を学校教育目標として掲げてきた。また、附属中学校では、「独歩・信愛・協働」を学校教育目標として掲げてきた。

令和２年４月より、岐阜大学教育学部附属小中学校になるにあたり、この学校教育理念「人間教育」は引き継がれた。また、令和元年度に中学校で成立した「人権宣言」は、令和２年度から、附属学校共有のものとなった。この理念のもと、いじめ防止等のために次の３点を基本的な構えとする。

① よりよい人間関係の構築と互いの人権の尊重

② 積極的な児童生徒理解

③ 保護者・関係諸機関との連携

（５）保護者の責務

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応する。

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないよう規範意識等の指導を行うとともに、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合に、適切にいじめから保護する。また、学校が講ずるいじめ防止や解決等のための取組に協力するように努める。

２　いじめの未然防止のための取組（自己肯定感・自己有用感を高める取組）

（１）魅力ある授業・学級・学校づくり

・学校教育理念「人間教育」を具現する姿を学校行事に向けた取組や日常生活において継続して指導する。
・教科等の学習では、主体的で対話的な学びを通して、分かる・できる喜びが味わえる授業を展開する。
・学年の発達段階に応じて、人権について考えたり、人権に関わった取組を行ったりすることを通して人権尊重やいじめ防止への意識を高める指導を行う。
・生徒会が中心となって、人権について考えたり、人権に関わった取組を行ったりすることを通して、人権尊重やいじめ防止への意識を高める指導を行う。

（２）日常における道徳教育

・学校における道徳教育を、各教科、外国語活動、「どう生きる科」及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して行う。
・学校教育理念に示されている「人間教育」を具現するために、道徳教育（どう生きる科）に関わる振り返りを、ポートフォリオを用いて自分の心を見つめさせる。
・「附属小中学校人権宣言」に立ち返り、自他の生命や人権を大切にする指導を日常的に行う。

（３）情報モラル教育の充実

・インターネットを通じた誹謗中傷などのいじめを未然に防ぐため、教職員と保護者の間で指導について共通理解を図り、情報モラルに関わる教育を計画的に実施する。

３　いじめの早期発見・早期対応

（１）アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

・いじめを早期発見・早期対応するため、年間計画に基づいて、「心のアンケート」（記名式：年２回、無記名式：年２回）、ならびに hyper-QU 調査（年２回）を各学年の状況に合わせて実施する。
・「心と体のアンケート」は担任・学年主任→部主任・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーターの流れで即座に確認し、管理職を含めた教育相談委員会メンバーを通して記入事項について共通理解を図る。

（２）教育相談の充実

・児童生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、学年主任、部主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーターを中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図ることができるように努める。
・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。
・学年会や部内会議、職員会等において、定期的に各学級の児童生徒の様子を交流して児童生徒理解を図り、指導に生かす。
・学級担任と児童生徒との二者懇談や、児童生徒の行動観察からいじめの早期発見・早期対応に努める。

（３）教職員の研修の充実

・いじめ防止等のための対策に関する資質向上を目的とした研修の実施を行う。特に、いじめが疑われる事案の発見や認知についての研修、および、それに伴う初動体制についての研修を計画的に実施する。

（４）保護者との連携

・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の確認を行う。いじめが確認された場合は「いじめ対策委員会」を開き、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

（５）関係機関との連携

・児童生徒が学校生活を送っていく上で、必要が生じた場合には、附属学校のみならず本学教育学部及び関係諸機関との連携を図りながら、指導に当たる。
・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、実状に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4　いじめの防止等の対策のための組織の設置

「いじめ防止対策推進法（以下、法）：第２２条に基づき、「いじめ防止」及び「いじめ問題の対応」のために、以下のように、いじめ対策委員会、いじめ問題対応窓口、いじめ防止対策推進委員会、いじめ問題専門委員会を設置する。

> 法：第２２条
> 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

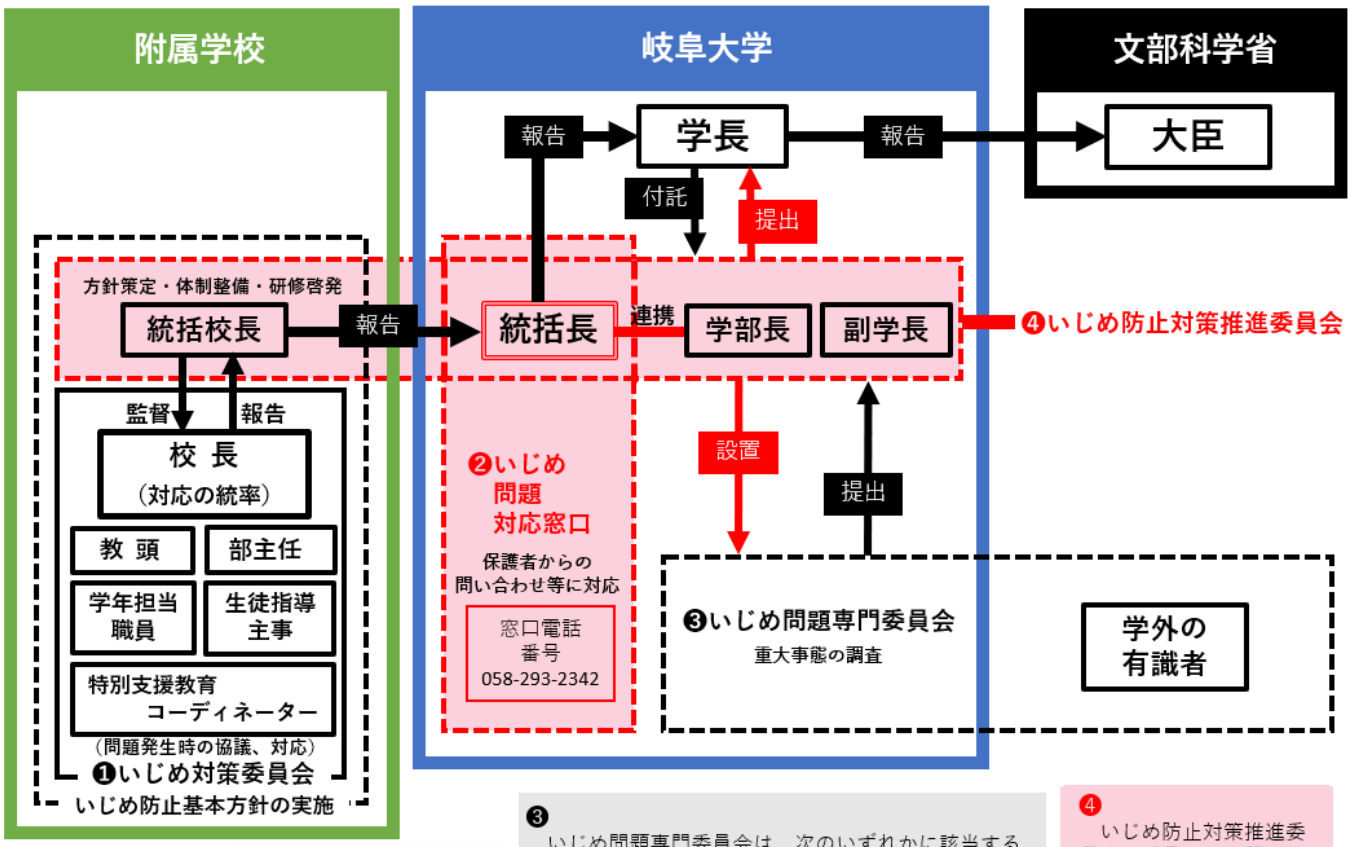

❶
　いじめ対策委員会の委員は、他に必要な教職員が加わるなどし、事案によって柔軟に編成をする。

❷
　いじめ問題対応窓口は、附属小中学校統括長の他に、学部長が指名する教育学部の教育職員又は事務職員 若干名を加えて組織する。（いじめ問題対応窓口要項第３）

❸
　いじめ問題専門委員会は、次のいずれかに該当する教育学部の教育職員又は学外の有識者のうちから委員５人以内で組織する。
一　児童又は生徒（以下「児童等」という。）の権利，発達及び心理に理解を有し、かつ豊かな経験及び専門知識を有する者
二　児童等の問題行動に精通した者
三　関係機関等が推薦する者
四　学識経験を有する者
（いじめ問題専門委員会要項　第３）

❹
　いじめ防止対策推進委員会の委員には上記の他に、いじめに関する専門的知識及び経験を有する者、委員長が必要と認めた者が含まれる。
（岐阜大学教育学部附属小中学校におけるいじめ防止対策等に関する規程第５条）

５　いじめ未然防止、早期発見、早期対応に向けての年間計画

「岐阜大学教育学部附属小中学校いじめ防止プログラム」（予定）

月	取組内容	備考
４月	・附属学校ホームページによる「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の発信 ・職員研修会（第１回職員会の中）の実施（「方針」、初動体制の在り方の共通理解、前年度の実態と対応等の確認） ・「児童生徒」交流	「方針」の確認
５月	・「心のアンケート」実施、教育相談の実施 ・「児童生徒」交流	
６月	・第１回 hyper-QU アンケートの実施、結果分析、教育相談の実施 ・「児童生徒」交流	
７月	・職員研修会（夏休みに向けた職員会の中）の実施 ・「児童生徒」交流	
８月	・いじめ防止対策推進委員会定例会 ・「児童生徒」交流	夏季休業中の指導
９月	・個人懇談の実施 ・「児童生徒」交流	
１０月	・「心のアンケート」実施、教育相談の実施 ・「児童生徒」交流	
１１月	・第２回 hyper-QU アンケートの実施、結果分析 ・「児童生徒」交流	
１２月	・教育相談の実施 ・「児童生徒」交流	冬季休業中の指導
１月	・職員研修会（来年度に向けた教育課程職員会の中）の実施 ・「児童生徒」交流	
２月	・「児童生徒」交流	
３月	・個人懇談の実施 ・今年度の取組の反省と次年度の取組に向けた計画 ・「児童生徒」交流	いじめ認知数・解消数の確認

＊　「児童生徒」交流については、職員会・部内会議・学年会・打ち合わせ等の中で行う。

＊ 必要に応じてケース会を実施する。

６　いじめ問題発生時の対応

（１）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第２３条に基づいて明示）

【組織対応】

・「いじめ対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、事実確認をしつつ状況を丁寧に把握する。

・いじめの事実が確認できた場合、或いは疑いがある場合には、いじめ対策委員会で対応方針を検討する。その上で、いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保することを最優先としつつ、関係児童生徒に聞き取りをしながら、組織的に情報の収集とすり合わせを行う。

・保護者との連携協力の下、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚し行為を反省するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、謝罪の気持ちを醸成する指導に努める。

・いじめを受けた児童生徒に対しては、保護者と連携しつつ児童生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応を留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

〇いじめが疑われる事案が発生した場合の対応は次のように行う。

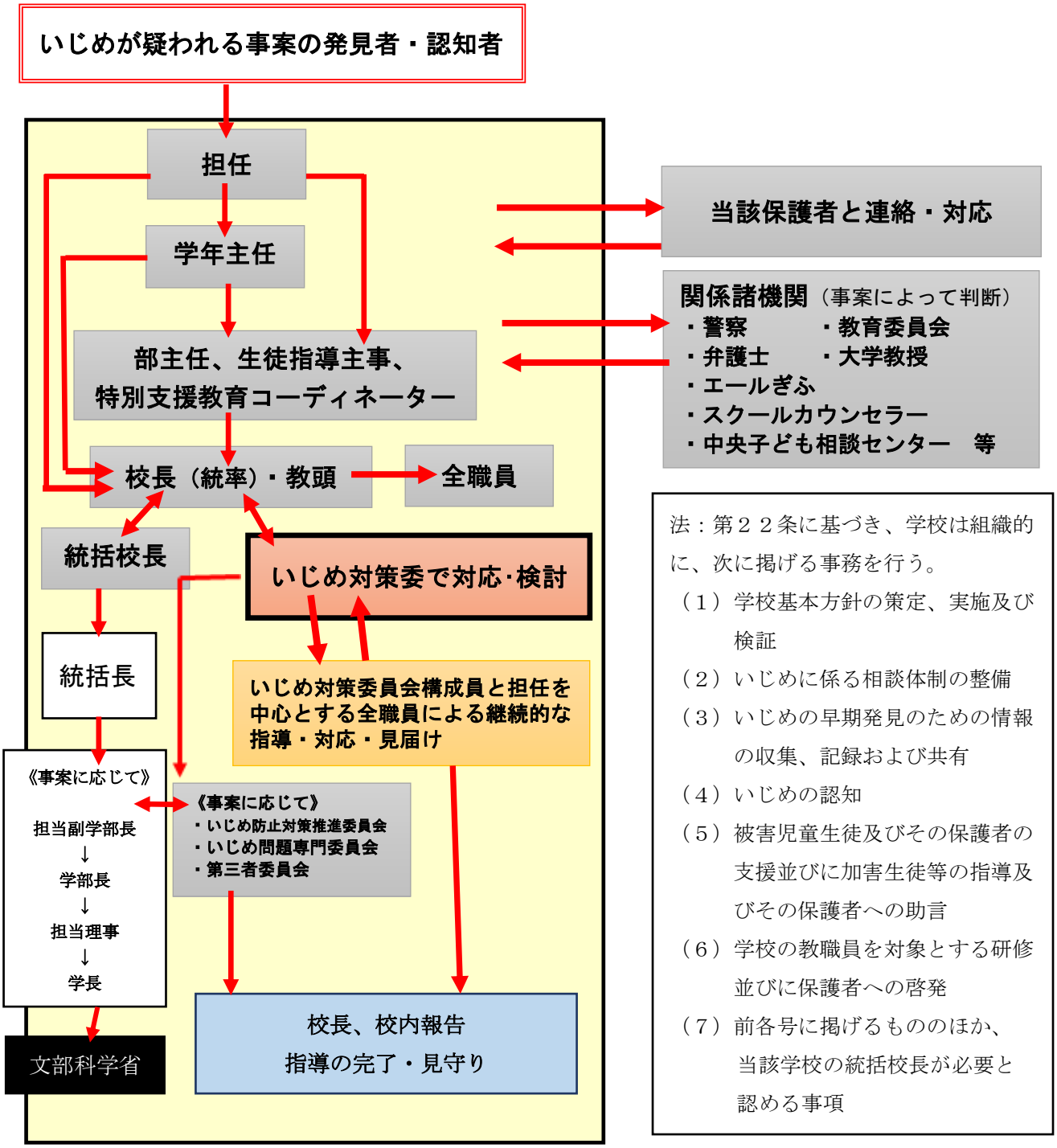

法：第２２条に基づき、学校は組織的に、次に掲げる事務を行う。

（１）学校基本方針の策定、実施及び検証

（２）いじめに係る相談体制の整備

（３）いじめの早期発見のための情報の収集、記録および共有

（４）いじめの認知

（５）被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害生徒等の指導及びその保護者への助言

（６）学校の教職員を対象とする研修並びに保護者への啓発

（７）前各号に掲げるもののほか、当該学校の統括校長が必要と認める事項

（２）「重大事態」と判断された時の対応（法第２８条に基づいて明示）

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

・「重大事態」とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神症の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、児童生徒が一定の期間、連続して欠席している場合には上記の目安にかかわらず、以下の［主な対応］を行う。
・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして対応する。

［主な対応］

・統括校長から統括長、教育学部長、副学長を経由し、学長へと報告する。学長は文部科学省へ報告する。
・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、いじめ問題専門委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
・上記調査を行った場合は、調査結果について、いじめ防止対策推進委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7　学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の２点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

（１）いじめの早期発見の取組に関すること
（２）いじめの再発を防止するための取組に関すること

8　個人情報の取扱い

・保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料は、最低でも当該児童生徒が卒業するまで保存する。
・アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、卒業後５年間保存する。